

平成21年9月17日

各 位

上場会社名 株式会社フルスピード
(コード番号: 2159 東証マザーズ)
本社所在地 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号
代 表 者 代表取締役 芳賀 麻奈穂
問 合 せ 先 取締役 坂 本 剛
電 話 番 号 03-5728-4460 (代表)
(URL <http://www.fullspeed.co.jp/>)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年9月17日開催の取締役会において、平成21年10月29日開催予定の第9回定時株主総会に「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、以下の事項その他の所要の変更を行うものであります。

① 決済合理化法附則第6条第1項により、同法の施行日をもって当社は株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。(現行定款第7条、第9条第3項、第10条)

ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨付則を設けるものであります。

② 決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」および「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。(現行定款第9条第1項、第12条)

(2) その他、上記変更に伴う条数の変更等を行うものであります。

2. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成21年10月29日(木曜日)
定款変更の効力発生日	平成21年10月29日(木曜日)

3. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p><u>(株券の発行)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己株式の取得)</p>	<p>(自己株式の取得)</p>
<p>第8条 取締役会の決議により、市場取引等により自己株式を取得することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p>	<p>第7条 取締役会の決議により、市場取引等により自己株式を取得することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p>
<p>第9条 当社は、株主 <u>(実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。)</u> 名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3 当社の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p>	<p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p>
<p>第10条 当社の<u>株券の種類、株主の氏名等株主名簿記載事項の変更、その他株式に関する手続並びに手数料</u>は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(招集)</p>	<p>第9条 当社の<u>株式に関する取扱い</u>は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(招集)</p>
<p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年10月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p>	<p>第10条 当社の定時株主総会は、毎年10月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p>

現行定款	変更案
<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年7月31日の最終株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</p> <p>第13条～第46条 (条文省略)</p> <p>付則</p> <p>(新設)</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年7月31日の最終株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</p> <p>第12条～第45条 (条文省略)</p> <p>付則</p> <p><u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、平成22年1月5日までこれを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。なお、本付則は、同日の経過後、自動的に削除されるものとする。</u></p>

以 上